

特定処遇改善加算の情報公表について

社会福祉法人白陽会では、運営する介護福祉事業所において、令和元年度より介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定加算」といいます。）を算定しています。特定加算を算定する事業所には、事業所における特定加算に基づく取り組みについての情報を外部から見える形で公表することが、要件として定められています（見える化要件）。

そこで、見える化要件に定められる特定加算算定に係る当法人の公表事項について、下記の通り公表いたします。

1. 特定加算の取得状況

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算 I

2. 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

資質の向上	<ul style="list-style-type: none">・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
労働環境・処遇の改善	<ul style="list-style-type: none">・新人介護職員の早期離職の為にエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入・雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実・ICT（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセス可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、

	<p>事業所内保育施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢層等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等） ・非正規職員から正規職員への転換